

社会福祉法人ネバーランド福祉会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ネバーランド福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿もしくはタイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

2 その他職務証跡として、理事会議事録、法人の会議、行事への出席の記録、各種資料（会計関係書類、稟議書、報告書等）への承認印又は検印による証跡を整備保管するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 役員報酬 (日額)

名 称	報 酬	
	姫路市内在住者	姫路市外在住者
理事会出席報酬等	15,000円	20,000円
評議員会出席報酬等	15,000円	20,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	
	姫路市内在住者	姫路市外在住者
理事長等業務報酬等	15,000円	20,000円
理事及び評議員業務報酬等	15,000円	20,000円
監事監査指導報酬等	15,000円	20,000円